

国有財産売払（即購入）公示書

下記国有財産（すぐに購入できる物件）は、すでに一般競争入札を実施したが、売払相手方が決まらなかったため、「普通財産売払申請書」の先着者を契約相手方として売払します。

平成24年 2月 2日

分任契約担当官 東北地方整備局 山形河川国道事務所長
手塚 寛



1. 売払物件

所在地	地目	数量	売払価格	都市計画上の制限等
山形県山形市小荷駄町3	宅地	459.38 m ²	17,500,000円	第2種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200%

「普通財産売払申請書」及び物件調書等詳細な資料については、下記「受付場所」に請求して下さい。
なお、売却物件については売払申請書の受付開始日以降、売却済の場合がありますので、売払申請を行う場合には、必ず事前に下記「受付場所」に確認願います。
また、物件の買受を希望される場合は、必ず現地にて物件をご確認下さい。

2. 「普通財産売払申請書」の受付期間及び受付場所等

- 受付期間
平成24年 2月15日（水）から平成24年 3月15日（木）まで
- 受付時間
9時から12時まで並びに13時から17時まで（土、日、祝日等閉庁日は除く）
- 受付場所等

イ 受付場所

〒990-9580 山形県山形市成沢西四丁目3-55
東北地方整備局 山形河川国道事務所 経理課
電話 023-688-8924（内線551）

ロ 売払申請書提出

「普通財産売払申請書」に必要事項を記載し、次の書類を添付して持参願います。

※申請者が個人の場合は住民票抄本、申請者が法人の場合は商業登記簿謄本

なお、郵送により提出された場合や「普通財産売払申請書」の記載事項、添付書類に不備がある場合は受理できませんので承知願います。

3. 契約相手方の決定

受付期間中に、最初に「普通財産売払申請書」が受理された方を契約相手方として決定しますが、同日に複数の方から「普通財産売払申請書」の提出があった場合には、くじにより決定します。

4. 条件

電柱等敷地についての特約条項が付されます。

5. 契約締結時期及び売買代金支払方法

「普通財産売払申請書」を受理した日から30日以内（ただし契約期限を越えることはできません）に売買契約を締結します。契約締結までに、売買代金の10%以上（円未満切上）の契約保証金を納付し、売買代金と契約保証金の差額を指定分任歳入徴収官東北地方整備局山形河川国道事務所長の発行する納入告知書により指定金融機関に、契約締結の日から20日以内に納付してください。

また、売買代金の納付が行われなかった場合には、契約は無効となり、契約保証金は国庫に帰属します。

6. 所有権の移転

売買代金が全額納付された時に移転します。所有権移転登記の手続きは国が行います。

7. その他

- 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 契約書作成の要否 要。

以上公示する。